

ヘルパーステーション虹訪問介護事業所運営規程
(指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス)

(事業の目的)

第1条 広島医療生活協同組合が開設するヘルパーステーション虹訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）並びに広島市長（以下「市長」という。）が別に定める研修の修了者（以下「生活援助員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス（以下「指定訪問介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定生活援助特化型訪問サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション虹訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島市安佐南区西原九丁目8番22号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 7名（常勤兼務6名 非常勤兼務1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護

員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問事業責任者 7名(常勤兼務6名 非常勤兼務1名)

訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

- (4) 訪問介護員等 48名(常勤兼務7名 非常勤兼務41名)

訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。

- (5) 生活援助員等 48名(常勤兼務7名 非常勤兼務41名)

生活援助員等は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
(土曜日は午前8時30分から12時30分まで)

- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護サービス等の内容)

第6条

- 1 指定訪問介護サービスは、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を常に総合的に提供する。
- 2 指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供する。

(利用料等)

第7条

- 1 指定訪問介護サービス等を提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービス等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、路程1km当たり30分、バイクを使用した場合は1km15円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 訪問直前(訪問30分前以降)のキャンセルや、連絡ないままヘルパー訪問し留守であった場合等、キャンセル料として1回当たり1,000円+消費税を徴収する場合がある。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区、安佐北区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 1 指定訪問介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

第10条

- 1 事業所は、指定訪問介護サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対する人権の擁護・虐待を啓発・普及するための研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び検討結果について従業員に周知徹底
 - (4) 利用者の人権の擁護・虐待を防止に関する責任者の選定と設置
 - (5) その他、虐待防止に必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- (1) 事業所は緊急やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並に緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録し、2年間保存する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- (4) 従業員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の実施。

(業務継続計画 (BCP) の策定に関する事項)

第 13 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（第 1 号事業支給費の請求の根拠となる記録については 5 年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は広島医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する